

同和問題と「えせ同和行為」について

～同和問題の正しい理解のために～

同和問題

日本国民の一部の人々が、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分差別により、現在の社会生活においても結婚を妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害に係わる問題を「同和問題」と言います。

えせ同和行為

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして、社会・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。また、えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識をうえつけ、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。

えせ同和行為の具体的事例

事例

「図書を購入せよ」

「同和〇〇会」を名乗り電話で直接会社の幹部に**高額な図書の購入を強要**し、断ると「うちの若い衆をやる」などと、あたかも暴力団のおどしと思わせるような圧力をかけてきた。

心構え

「き然とした態度ではっきり断る。」
「同和問題に関する理解を深める。」

具体的な対応

えせ同和行為者による不当要求に対しては、

- 対応は複数であつること** 相手方のペースに巻き込まれないよう、まず、相手方及び用件を確認し、冷静な態度で対応し、不用意な発言に注意すること。場合によっては、警察に通報したり、弁護士に相談すること。
- 組織的に対応すること** 担当者個人のみで内々に処理しようとしたり、担当者まかせにしたりしないで、組織的に意思統一して、対応することが必要。
- 専門家に相談すること** 不当な要求を受けた早い時期に警察、弁護士、法務局、愛知県、名古屋市等に連絡して対策を相談することが必要。

なお、名古屋法務局、愛知県警察本部、愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会が協力し、「えせ同和行為対策連絡会」を設置し、その排除のために努力しています。

<えせ同和行為相談窓口>

えせ同和行為対策連絡会	
名古屋法務局人権擁護部	TEL052-952-8111
愛知県県民生活部県民総務課人権推進室	TEL052-954-6167
愛知県警察本部住民コーナー	TEL052-953-9110
愛知県警察本部暴力相談センター	TEL052-951-7700
名古屋市市民経済局人権施策推進室	TEL052-972-2582
愛知県弁護士会名古屋法律相談センター（有料相談）	TEL052-252-0044
財団法人暴力追放愛知県民会議	TEL052-953-3000

